



平成17年3月17日

長野県知事 田中 康夫

南佐久郡佐久穂町 13,622人

情報政策課統計活用室

## 長野県告示第109号

平成17年3月20日から南佐久郡佐久穂町及び同郡八千穂村を廃し、その区域をもって同郡佐久穂町を設置することに伴い、次のとおり同町の人口を告示します。

## 長野県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年3月17日

長野県知事 田中 康夫

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社コムスンあさま温泉ケアセンター	松本市浅間温泉1丁目20番15号	平成17年3月1日
飯山市社協ヘルパーステーション常盤	飯山市照里1555番地7	〃 〃
ホームヘルプセンターのんびり	北佐久郡浅科村八幡75番地1	〃 〃

## (2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所ゆうちゃん家	上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	平成17年3月1日
宅幼老所SALA	上伊那郡高遠町下山田727番地	〃 〃
デイサービスセンター宅老所まあき	下伊那郡泰阜村6555番地3	〃 〃
宅老所ぼぼんた	中野市新野前田59番地1	〃 〃
飯山市社協デイサービスセンター常盤	飯山市照里1555番地1	〃 〃
ツクイ稲里中央	長野市稲里町中央4丁目15番地9	〃 〃
ディサービス・やわやわ	長野市丹波島2丁目11番12号	〃 〃
みんなの家紙風船	諏訪郡下諏訪町4344番地10	〃 〃

## (3) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームいこいの里	飯田市羽場権現1611番地2	平成17年3月1日
グループホームこころ	飯田市松尾上溝6301番地1	〃 〃

## 2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
J Aあづみ指定居宅介護支援事業所	南安曇郡三郷村温5798番地3	平成17年3月1日
指定居宅介護支援事業所のんびり	北佐久郡浅科村八幡75番地1	〃 〃
居宅介護支援センターあい愛	木曾郡上松町小川2050番地5	〃 〃
社会福祉法人豊科町社会福祉協議会	南安曇郡豊科町豊科4160番地1	〃 〃
ぼけっと居宅介護支援事業所	下伊那郡喬木村15816番地2	〃 〃
居宅介護支援事業所コスモス松川	下伊那郡松川町元大島1655番地	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第111号

精神障害者社会復帰施設整備事業補助金交付要綱(昭和63年長野県告示第775号)の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

第2の表中「2,500万円」を「2,100万円」に、「150万円」を「114万7千円」に改める。

第6第2項第6号中「第7条第3項」を「第7条第5項」に改める。

障害福祉課

長野県告示第112号

昭和57年長野県告示第415号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年3月20日から施行します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

本則中「〃 佐久町」を「南佐久郡小海町 南佐久郡小海町」に改める。

地球環境課

長野県告示第113号

昭和57年長野県告示第415号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

本則中「東御市 南佐久郡臼田町」を「東御市」に改める。

地球環境課

長野県告示第114号

昭和58年長野県告示第405号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

本則中「北佐久郡望月町 諏訪郡富士見町」を「諏訪郡富士見町」に、

「南安曇郡梓川村 南安曇郡三郷村 北安曇郡松川村 下内郡豊田村」を「南安曇郡三郷村 北安曇郡松川村」に改める。

地球環境課

長野県告示第115号

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

本則の表のBの項中

長野市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

を

長野市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
-----	-------------------------------

に、

上水内郡信濃町	第一種住居地域 付表の上水内郡信濃町1の項の地域
下水内郡豊田村	付表の下水内郡豊田村の項の地域

を

上水内郡信濃町	第一種住居地域 付表の上水内郡信濃町1の項の地域
---------	--------------------------

に改め、同表の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 市街化調整区域とは、都市計画法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。

本則の表の付表の中野市2の項中

ユ	大字岩井字道陸神の一部 字屋敷添の一部 字カハラキタの一部 字屋敷の一部 字清水尻の一部 字堰下の一部 字李畑の一部 字中原の一部 字西川原の一部 字浦窪の一部 字堂屋敷の一部 字森下の一部 字坂下の一部 字向屋敷の一部 字下林の一部
---	---

を

ユ	大字岩井字道陸神の一部 字屋敷添の一部 字カハラキタの一部 字屋敷の一部 字清水尻の一部 字堰下の一部 字李畑の一部 字中原の一部 字西川原の一部 字浦窪の一部 字堂屋敷の一部 字森下の一部 字坂下の一部 字向屋敷の一部 字下林の一部
ヨ	大字上今井字深沢の一部 字鬼坂の一部 字牡丹沢 字韭山 字上ノ山 字南山根 字天神森の一部 字長原の一部 字山根 字寺久保 字荒山の一部 字風呂屋 字向原の一部 字丸山の一部 字境の一部 字独活山の一部 字樋下の一部 字日向大平の一部 字独活下の一部 字東横沢の一部
ラ	大字豊津字千田の一部 字土浮 字対面所 字大洞 字日蔭の一部 字飛山の一部 字砂川 字町頭 字東川端 字宮沖 字堰添の一部 字樺田の一部 字原の一部 字籠田の一部 字矢倉田 字向田 字前田 字宮脇の一部 字飯綱平の一部 字飯綱腰 字冷田の一部 字西沢の一部 字日向 字晡損の一部 字宮脇添の一部 字蟹沢の一部 字北平の一部 字河原の一部
リ	大字穴田字橋場 字中島の一部 字日影の一部 字向山の一部 字坂下の一部 字棚山の一部 字小割の一部 字中道の一部 字稲澤の一部 字曾根の一部 字関口の一部 字上池の一部 字日向
ル	大字永江字斎藤屋敷の一部 字籠原の一部 字小山の一部 字上道の一部 字沖の一部 字家添の一部 字市

場の一部 字雨池の一部 字赤坂の一部 字谷池の一部  
 一部 字水無の一部 字北原道上の一部 字中原の一部  
 字大平の一部 字熊坂の一部 字鴨田の一部 字舞台の  
 一部 字鳥居田の一部 字町屋の一部 字大持平の一部  
 一部 字天神平の一部 字荻原の一部 字東 字瀬戸の一部  
 一部 字小坂 字中澤の一部 字干場の一部 字黒穂の一  
 部 字台の一部 字堰下の一部 字西原の一部

に改め、同付表の下水内郡豊田村の項を削る。

地球環境課

### 長野県告示第116号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成17年3月17日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字照岡字下土倉1553の3、1553の4、1553のイ、1553のロ、1553のニ、1553のホ、1553のト、1553のチ、1553のヲ、1553のカ、1553のヨ、1553のタ、1553のレ、1553のソ、1553のツ（次の図に示す部分に限る。）、1554の1、1554の2、1555の3（次の図に示す部分に限る。）、1555の6、1555の9（次の図に示す部分に限る。）、1555の10、1555の12（次の図に示す部分に限る。）、1555の13、1555の15、1555の17、1555の19、1555のイ、1555のハ、1555のヘ、1555のチ、1555のリ、1555のヌ、1555のワ、1555のヨ、1555のタ・1555のツ・1555のラ・1555のノ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1555のオ、1555のク、1555のケ、1555のコ、1555のテ、1555のア、1555のサ（次の図に示す部分に限る。）、1555のキ、字大西1571の1、1571の22、1571の24、1571の32、1571の38、1571のラ、字下ノ島1655の107、1655の181、1655の183、1655の185、1655の209、字小野又1657の1、1657の2、1657のロ、1657のハ、1657のニ、1657のヘ、1657のト、1657のチ、1657のリ、1657のヌ、1657のル、1657のレ、1657のソ、1657のツ、1657のナ、1657のラ、1657のム、1657のウ、1657のキ、1657のノ、1657のオ、1657のク、1657のヤ、1657のマ、1657のフ、北佐久郡浅科村大字桑山字入ノ沢972、973の1

#### (2) 指定の目的

干害の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字入ノ沢972、973の1

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

南安曇郡安曇村4194の1・4194の4・4306の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

#### (2) 指定の目的

なだれの危険の防止

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

#### 3(1) 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字照岡字下土倉1553の3、1553の4、1553のイ、1553のロ、1553のニ、1553のホ、1553のト、1553のチ、1553のヲ、1553のカ、1553のヨ、1553のタ、1553のレ、1553のソ、1553のツ（次の図に示す部分に限る。）、1554の1、1554の2、1555の3（次の図に示す部分に限る。）、1555の6、1555の9（次の図に示す部分に限る。）、1555の10、1555の12（次の図に示す部分に限る。）、1555の13、1555の15、1555の17、1555の19、1555のイ、1555のハ、1555のヘ、1555のチ、1555のリ、1555のヌ、1555のワ、1555のヨ、1555のタ・1555のツ・1555のラ・1555のノ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1555のオ、1555のク、1555のケ、1555のコ、1555のテ、1555のア、1555のサ（次の図に示す部分に限る。）、1555のキ、字大西1571の1、1571の22、1571の24、1571の32、1571の38、1571のラ、字下ノ島1655の107、1655の181、1655の183、1655の185、1655の209、字小野又1657の1、1657の2、1657のロ、1657のハ、1657のニ、1657のヘ、1657のト、1657のチ、1657のリ、1657のヌ、1657のル、1657のレ、1657のソ、1657のツ、1657のナ、1657のラ、1657のム、1657のウ、1657のキ、1657のノ、1657のオ、1657のク、1657のヤ、1657のマ、1657のフ

#### (2) 指定の目的

公衆の保健

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに飯山市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

## 長野県告示第117号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類  
基本測量（高精度三次元測量 電子基準点付属標取付観測）
- 2 作業期間  
平成16年10月25日から平成17年2月21日まで
- 3 作業地域  
松本市、千曲市、北佐久郡望月町、上伊那郡高遠町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、東筑摩郡山形村、上水内郡戸隠村、下水内郡栄村

監理課

## 長野県告示第118号

牟礼村長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間  
平成16年9月15日から平成17年2月5日まで
- 3 作業地域  
上水内郡牟礼村全域（39.85km<sup>2</sup>）

監理課

## 長野県告示第119号

三水村長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間  
平成16年10月19日から平成17年2月25日まで
- 3 作業地域  
上水内郡三水村全域（35.46km<sup>2</sup>）

監理課

## 長野県告示第120号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化レベル1000）
- 2 作業期間  
平成16年11月15日から平成17年3月3日まで
- 3 作業地域  
南安曇郡安曇村梓湖地区

監理課

## 長野県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下仁田臼田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡臼田町大字田口字日向大工原1086番の2地先から南佐久郡臼田町大字三分字東塚田26番の1地先まで	旧	3.3～27.0 <sup>m</sup>	2.5093 <sup>km</sup>
		7.2～32.0	2.6006
同 上	新	7.2～32.0	2.6006

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下仁田佐久線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久町大字余地字上日向1098番の1地先から南佐久郡佐久町大字余地字中日向1098番の48地先まで	旧	3.0～7.0 <sup>m</sup>	1.7340 <sup>km</sup>
		3.0～57.5	1.3500
南佐久郡佐久町大字余地字上日向1098番の1地先から南佐久郡佐久町大字余地字中日向1097番の48地先まで	新	9.0～52.4	1.3700

道路維持課

長野県告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 117号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市若里四丁目132番の1地先から 長野市若里五丁目143番の5地先まで	旧	24.0~26.8 m	0.0950 km
同 上	新	24.0~30.4	0.0950

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃信州新線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信州新町大字山上条字下川274番の7地先から 上水内郡信州新町大字山上条字松ノ木2番の5地先まで	旧	5.5~16.0 m	0.4425 km
同 上	新	8.5~16.0	0.4425

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 三才大豆島中御所線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市若里五丁目1708番の1地先から 長野市若里五丁目142番の1地先まで	旧	17.0 m	0.4845 km
同 上	新	30.0~34.0	0.4845

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 戸隠高原浅川線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市真光寺1294番の4地先から 長野市真光寺1266番の2地先まで	旧	6.0~32.0 m	0.0922 km
同 上	新	6.2~32.0	0.0922

道路維持課

長野県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市中込三丁目2126番の13地先から 佐久市中込三丁目2番の18地先まで	旧	7.6~24.2 m	0.1508 km
同 上	新	12.5~24.2	0.1508

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字宇山字矢原760番の1地先から 北佐久郡立科町大字宇山字北沢619番地先まで	旧	6.2~14.2 m	0.2881 km
同 上	新	8.8~15.0	0.2881

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 小諸軽井沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字柏木字西長張1263番の2地先から 小諸市大字柏木字東長張1193番地先まで	旧	5.0~10.2 m	0.2670 km
同 上	新	6.1~10.2	0.2670

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 牛鹿望月線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字芦田字上桶下3291番の1地先から 北佐久郡立科町大字芦田字宮地池上1637番の3地先まで	旧	5.6~16.7 m	0.3513 km
同 上	新	10.5~20.5	0.3513

道路維持課

## 長野県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 路 線 名 254号  
 (2) 供用を開始する区間  
 佐久市中込三丁目2126番の13地先から  
 佐久市中込三丁目2番の18地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成17年3月17日
- 2 (1) 路 線 名 254号  
 (2) 供用を開始する区間  
 北佐久郡立科町大字宇山字矢原760番の1地先から  
 北佐久郡立科町大字宇山字北沢619番地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成17年3月17日
- 3 (1) 路 線 名 小諸軽井沢線  
 (2) 供用を開始する区間  
 小諸市大字柏木字西長張1263番の2地先から  
 小諸市大字柏木字東長張1193番地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成17年3月17日
- 4 (1) 路 線 名 牛鹿望月線  
 (2) 供用を開始する区間  
 北佐久郡立科町大字芦田字上桶下3291番の1地先から  
 北佐久郡立科町大字芦田字宮地池上1637番の3地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成17年3月17日

道路維持課

## 長野県松本地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成17年3月9日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年3月17日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

氏 名 住 所  
 篠 平 たみ子 松本市並柳3-22-18

会 計 課

## 長野県教育委員会告示第2号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成17年3月20日から施行します。

平成17年3月17日

長野県教育委員会

本則の表中「佐久町」を「佐久穂町」に、「北相木村 八千穂村」を「北相木村」に改める。

教学指導課